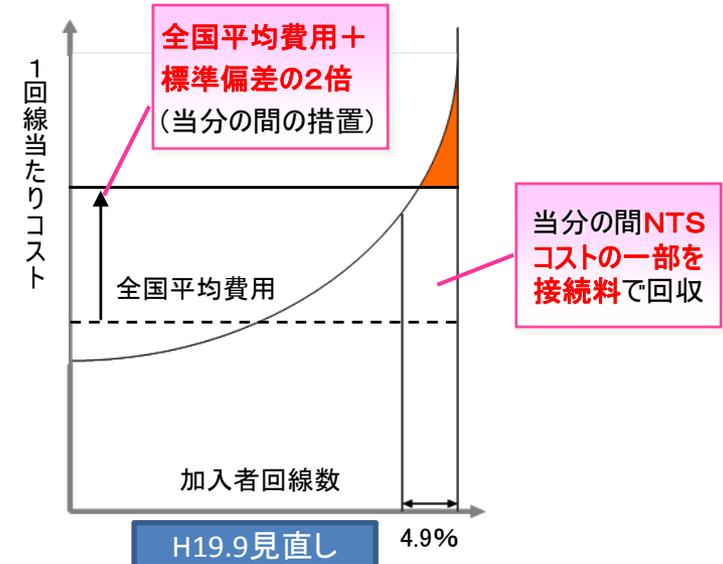
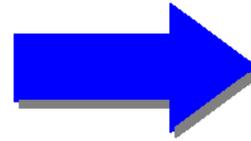
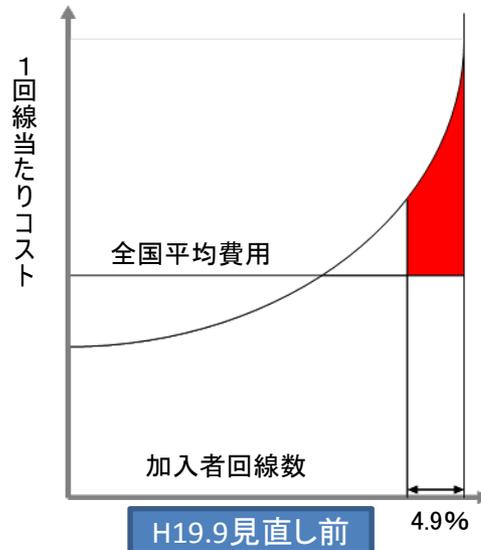


# 「ユニバーサルサービスの在り方について」 の論点整理(コスト算定・コスト負担)

平成20年7月15日

## 加入電話のコスト算定の仕組



## FRT-GC間伝送路コストの負担割合

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
基本料	0%	20%	40%	60%	80%	100%
接続料	100%	80%	60%	40%	20%	0%

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
基本料	0%	20%	40%	60%	60%	40%	20%	0%
接続料	100%	80%	60%	40%	40%	60%	80%	100%

## ヒアリング等における事業者・団体の意見

論点	概要
FRT-GC間伝送路コストの扱い	NTT東西は、利用者負担の抑制の観点から踏まえると当面接続料で回収せざるを得ないとの意見であり、KDDIは、本来は基本料で回収されるべきであるが、現在の整理を再変更するだけの新たな理由が生じていないとの意見。また、ソフトバンクテレコム等の事業者は、接続料から控除されるべきとの意見。
利用者負担抑制	ソフトバンクテレコムは、まずはユニバーサルサービス維持コスト全体の最小化が必要との意見、ウィルコムは、FRT-GC間伝送路コストを基本料原価に戻す際には、何らかの激変緩和措置が必要との意見、CATV連盟は、ユニバーサルサービス料の許容レベルを定め、その範囲となるようベンチマーク水準を柔軟に運用すべきとの意見。

## 補てん対象額

(認可年度)

	H21年度認可	H22年度認可	H23年度認可
<b>A: H19.9見直し前による算定ベース</b> ・FRT-GC間伝送路を基本料費用とする ・ベンチマーク水準を「全国平均費用」とする	430－450億円	520－540億円	500－530億円
<b>B: H19.9の見直し時による算定ベース</b> ・FRT-GC間伝送路コストを段階的に接続料費用に付け替える(カッコ内は基本料費用に残る割合) ・ベンチマーク水準を「全国平均費用+2σ」とする	130－140億円 (3/5)	100－120億円 (2/5)	70－80億円 (1/5)

## 上記Bの場合に接続料で回収することとなるFRT-GC間伝送路コストの推計額

	H20年度	H21年度	H22年度
FRT-GC間伝送路コスト	270億円 (2/5)	360～380億円 (3/5)	460～490億円 (4/5)
GC接続料水準 ＜3分間通話した場合の料金＞	4.53円	4.2円～4.5円	4.7円～5.3円

### 試算の前提条件

- ・需要のトレンドについては、「回線数:年▲7%、トラヒック:年▲10%」、「回線数:年▲12%、トラヒック:年▲15%」の2パターンを試算。

### 補てん対象額算定の前提

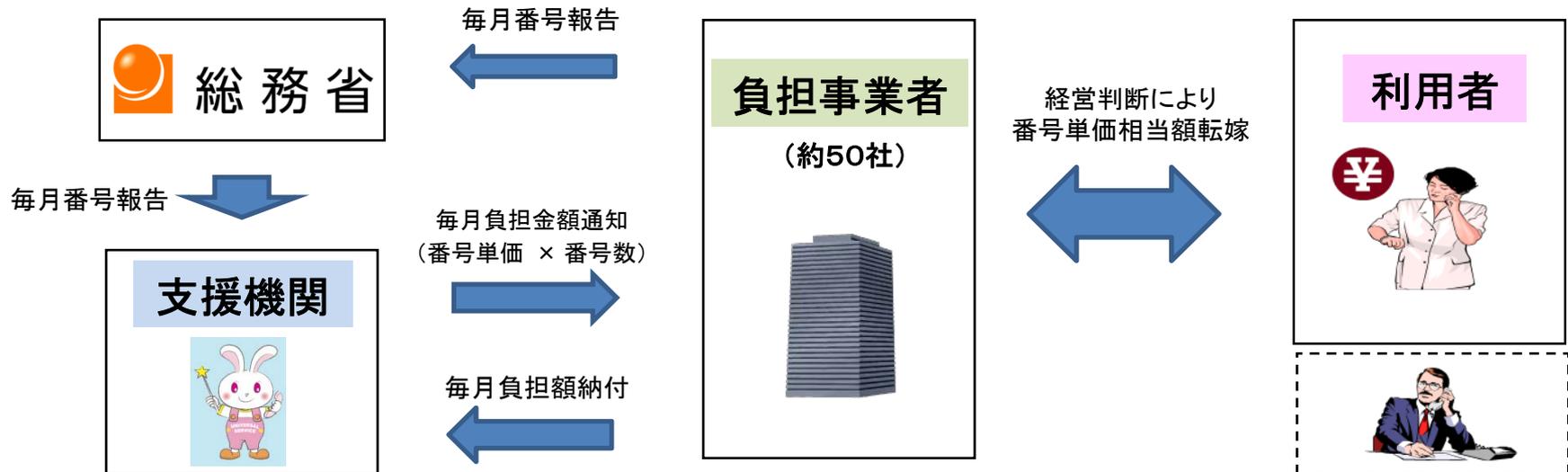
- ・H19年度認可ベースのコストを基にA、Bそれぞれの場合の補てん額を算定し、回線数変動による補てん額変動及びNTSコスト付替えによる補てん額変動を加味して試算。

### FRT-GC間伝送路コスト及び接続料水準算定の前提

- ・H20年度は実績値(H20.3認可)。H21～H22年度は、情報通信審議会答申(H19.9.20)における接続料水準推計による。

# 現行制度におけるコスト負担方法の仕組み

## 負担の仕組



## ヒアリング等における事業者・団体の意見

論点	概要
拠出方法	NTT東西は、現行の番号ベースは、外形的な把握が可能であり、検証可能性・簡素性が高い仕組みであり継続が妥当との意見であり、他の事業者も総じて同意見。
利用者転嫁	各事業者ともに、最終的には利用者に負担をいただきたいとの意見。ケイオプティコムは、事業者の経営判断等に委ねるのでなく統一的な取扱を制度化すべきとの意見。消費者団体からは、事業者負担額を全額ユーザ負担である必要はないのではないか、消費者に転嫁する前に通信事業者が改善の努力をすべきとの意見。
負担事業者の範囲	ケイオプティコムは、負担事業者の基準(10億円超)は撤廃すべきとの意見、CATV連盟は、支援機関業務費が増加するため、従来どおり範囲を限定すべきとの意見。消費者団体からは、受益者負担の観点からは中継系事業者を含めることも検討課題とすべきとの意見。

# 負担方法についての検討

## 負担の在り方についての基本的視点「平成17年情報通信審議会答申(H17.10)」

- 1) 事業者間の競争に影響を及ぼさない算定方式であること
- 2) 第三者による各事業者の負担割合の検証が可能な算定方式であること
- 3) 規制費用、規制対応費用が増大しない簡素な算定方式であること

### 負担ベース

☞ ②、③は前年度の収益額又は通信量に基づき、補填対象額を按分の上、負担金額を確定させることを想定。

	①番号ベース	②収益ベース (総売上ベース)	③通信量ベース (NTT東西PSTNへの着信回数or時間)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 番号数の増減が受益度を測るのに適当。</li> <li>■ 外形的な把握が可能であり、検証可能性、簡素性に優れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 売上高の外形的把握も比較的容易であり、検証可能性、簡素性の観点においても優れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ①②に比べ、より受益度に即した負担割合を算定可能。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中継系事業者も負担対象とすることが可能</li> <li>・ 携帯電話事業者も受益(利用数等)に応じた負担に(負担割合が減少する可能性)。</li> </ul> </li> <li>■ 収益ベースのような外形的な把握は現在はできないが、報告(※)を求めることで対応可能。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中継系事業者も受益しているが、負担対象から除外。</li> <li>■ (番号単価の設定を通じて)利用者転嫁が行われやすい仕組み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 音声伝送と関係が希薄な専用線等の収益もカウントされ、受益度の観点から課題。</li> <li>■ 事業者ごとに全体の収益に占める専用線等の割合が大きく異なり、安定的な相関関係がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 負担事業者に新たな対応費用が発生するおそれ。</li> </ul>
対象事業者	利用者に電気通信番号を付与する電気通信事業者	一定の収益がある電気通信事業者	NTT東西PSTN網にトラフィックを疎通させる電気通信事業者

※ 各事業者からNTT東西へのPSTN着信呼の把握は可能(但し、加入電話着信呼かISDN着信呼かの識別は困難である模様)。